

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四

第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第四号（令和三年一月二十九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- イ 氏名又は名称 株式会社かんでんエンジニアリング
- ロ 住所 大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号
- ハ 代表者の氏名 代表取締役 青嶋 義晴

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

- イ 茨城県鹿嶋市大字新浜五番三及び大字国末字海岸砂地二千三百五十九番三
- ロ 栃木県那須塩原市板室字滝ノ沢八百九十七番六
- ハ 新潟県魚沼市松川字上滝四百五番
- ニ 福井県三方郡美浜町丹生六十六号川坂山五番三及び六番
- ホ 福井県大飯郡おおい町大島一字吉見一番一及び大島十九字浜田五十八番
- ヘ 滋賀県大津市南郷三丁目字師匠野六百二十五番、六百四十一番三、六百三十番及び六百四十一番並びに字平津東山六百七十番四
- ト 滋賀県甲賀市水口町春日字薑谷二千六百十三番一
- チ 京都府京都市伏見区横大路三栖池田屋敷町二番
- リ 大阪府河内長野市松ヶ丘中町千四百七十二番一
- ヌ 大阪府大東市中垣内五丁目二百五十五番一
- ル 大阪府門真市古川町七十番一 V
- ヲ 大阪府交野市東倉治三丁目千五百二十四番一
- ワ 奈良県生駒市北田原町千七百七十五番一
- カ 奈良県生駒郡安堵町大字窪田六百三十四番五
- ヨ 奈良県吉野郡十津川村大字小原一番四
- タ 和歌山県紀の川市貴志川町北字坊垣内九百二十二番八
- レ 島根県益田市乙子町九百六十九番十二
- ソ 岡山県倉敷市潮通一丁目一番五
- ツ 岡山県倉敷市潮通三丁目十番八及び十番十八
- ネ 広島県広島市東区馬木八丁目五百八番五
- ナ 広島県福山市沼隈町大字草深字畑田尾八百四十五番一
- ラ 香川県坂出市番の州町一番一及び七番一
- ム 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番五十九
- ウ 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三

三 無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五 申請年月日

令和三年一月六日

六 縦覧場所

- イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
- ロ 環境省関東地方環境事務所資源循環課
- ハ 環境省中部地方環境事務所資源循環課
- ニ 環境省中国四国地方環境事務所資源循環課
- ホ 栃木県環境森林部廃棄物対策課
- ヘ 那須塩原市市民生活部廃棄物対策課

-
- ト 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
 - チ 新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部
 - リ 魚沼市市民福祉部生活環境課
 - ヌ 魚沼市エコプラント魚沼
 - ル 福井県安全環境部循環社会推進課
 - ヲ 福井県嶺南振興局二州健康福祉センター
 - ワ 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター
 - カ 美浜町住民環境課
 - ヨ おおい町くらし環境課
 - タ 岡山県環境文化部循環型社会推進課
 - レ 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課
-